

西門商店街協同組合に対する中小企業高度化資金貸付に係る時系列表

日時	金額	返済額・回数	返済金額・期間	備考
1990年(平成2年)10月 貸付1	2億1,580万円	1,269万4,000円×17回 (初回のみ1,269万6,000円)	1994年(平成6年)5月～ 2010年(平成22年)5月	アーケード建設 中小企業高度化資金貸付 理事20名が連帯保証人
1994年(平成6年)3月 貸付2	1億8,899万円	1,259万9,000円×15回 (初回のみ1,260万4,000円)	1999年(平成11年)11月～ 2013年(平成25年)11月	組合ビル建設 中小企業高度化資金貸付 理事17名が連帯保証人
1998年(平成10年)11月 横領発覚	(3億5,800万円)			元理事長、専務理事による 自己破産宣告・破産免責
1999年(平成11年)	返済延滞	(組合本体から) 少額	貸付1は5回返済・貸付2はゼロ	
2007年(平成19年)				あおぞら債権回収(株)
2008年(平成20年)		(連帯保証人から) 少額分納		
2014年(平成26年)				MU7テナイ債権回収(株)調査依頼
2015年(平成27年)			7,700万円回収	組合ビル売却
2016年(平成28年)				MU債権回収委託も進捗なし
2017年(平成29年)1月	前回訴訟対象(妻)と連帯保証人が マンション購入			
8月				特定調停による解決を目指す
12月				特定調停不成立
2018年(平成30年)1月	今回訴訟対象(二女)と連帯保証人が マンション購入			弁護士に委託を検討
12月	連帯保証人から前回訴訟対象(妻) に生前贈与			弁護士に委託を検討
2019年(令和元年)10月	連帯保証人から今回訴訟対象(二 女)に生前贈与			前回訴訟対象(妻)の詐害行為の 事実判明
2020年(令和2年)3月				連帯保証人死去
7月				弁護士に委託契約・個別和解
2021年(令和3年)8月				財産調査
10月	▲元金1億8,814万7,388円			詐害行為取消請求訴訟提起 今回訴訟対象(二女)の詐害行為 の事実判明